

○総務省令第 号

国勢調査令の一部を改正する政令（令和二年政令第 号）の施行に伴い、並びに国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）第七条第三項及び第九条第三項の規定に基づき、国勢調査施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

総務大臣 高市 早苗

国勢調査施行規則の一部を改正する省令


国勢調査施行規則（昭和五十五年総理府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

別記様式第1号 (第3条第1項関係)

(表 面)

第 号

**国勢調査指導員証** 

(写真)

氏 名 年 国勢調査の  
この者は、 国勢調査指導員であることを証明する。

任命期間 年 月 日から  
年 月 日まで

年 月 日  
総務省統計局長 印

(裏 面)

**注意事項**

- この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- この証明書を、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
- この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査指導員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

**統計法(抄)**

第3条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に  
対し報告を求めることができる。

第10条の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体の長は、これを拒み、又は虚偽の報告をし  
てはならない。

第11条 (罰則) 業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第14条 次の各号の「オ」及び「カ」に該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(中略)

二 第11条の規定に違反して、その業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者  
(後略)

<国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。>


照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第1号 (第3条第1項関係)

(表 面)

第 号

**国勢調査指導員証** 

(写真)

氏 名 年 国勢調査の  
この者は、 国勢調査指導員であることを証明する。

任命期間 年 月 日から  
年 月 日まで

年 月 日  
総務省統計局長 印

(裏 面)

**注意事項**

- この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- この証明書を、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
- この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査指導員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

**統計法(抄)**

第3条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その  
他の団体に對し報告を求めることができる。

第10条の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

第11条 (罰則) 業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第14条 次の各号の「オ」及び「カ」に該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
(中略)

二 第11条の規定に違反して、その業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を  
漏らした者 (後略)


<国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。>

照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第2号 (第3条第1項関係)

(表 面)

第 号	<b>国勢調査員証</b>	
(写真)	氏 名	この者は、 年国勢調査の 国勢調査員であることを証明する。
年 月 日	任命期間	年 月 日から 年 月 日まで
総務省統計局長 印		

(裏 面)

**注 意 事 項**

- 1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は複製してはならない。
- 3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
- 4 この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

**統 計 法 (抄)**

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に  
対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

第14条 (前項)業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らししてはならない。

第15条 次の各号のA又はBに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(中略)


二 第14条の規定に違反して、その業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略)

＜国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。＞  
照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第2号 (第3条第1項関係)

(表 面)

第 号	<b>国勢調査員証</b>	
(写真)	氏 名	この者は、 年国勢調査の 国勢調査員であることを証明する。
年 月 日	任命期間	年 月 日から 年 月 日まで
総務省統計局長 印		

(裏 面)

**注 意 事 項**

- 1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は複製してはならない。
- 3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
- 4 この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

**統 計 法 (抄)**

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に  
対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

第14条 (前項)業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らししてはならない。

第15条 次の各号のA又はBに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(中略)


二 第14条の規定に違反して、その業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略)

＜国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。＞  
照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第3号 (第3条第2項関係)

(表 面)

第 号 <b>年国勢調査 委託管理団体 証</b> (業務委託証明書)
以下の団体は、年国勢調査に関する業務の委託管理団体であることを証明する。 委託管理団体名：
(写真)
調査従事者氏名： 有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで  総務省統計局長印


(裏 面)

<b>注意事項</b> 1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。 4 この証明書は、契約の解除により業務の委託は繼續でなくなったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。
<b>統計法(物)</b> 第41条 (前掲) 業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。 第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (中略) 二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後掲)
<国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。> 照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

別記様式第3号 (第3条第2項関係)

(表 面)

第 号 <b>年国勢調査 委託管理団体 証</b>
以下の団体は、年国勢調査に関する業務の委託管理団体であることを証明する。 委託管理団体名： 調査従事者氏名： 有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで  総務省統計局長印

(裏 面)

<b>注意事項</b> 1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。 2 この証明書は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。 3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。 4 この証明書は、契約の解除により業務の委託は繼續でなくなったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。
<b>統計法(物)</b> 第41条 (前掲) 業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。 第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(中略) 二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後掲)
[この調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。] 照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。



国勢調査調査票

令和 10月1日

総務省統計局

【調査票の記入のしかたを参照して黒い枠の中を記入してください】  
【この欄は印刷して黒い枠の中を記入してください】

【世帯について(調査票が2枚以上の場合は1枚目のみに記入してください)】

1 世帯員の数  
2 住居の種類  
3 氏名及び男女の別  
4 世帯主の続柄  
5 出生の年月  
6 配膳者の有無  
7 国籍  
8 現在の場所に  
9 5年前(平成 年10月1日)に  
10 世帯員(世帯員が2人以上の場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯員の数  
2 住居の種類  
3 氏名及び男女の別  
4 世帯主の続柄  
5 出生の年月  
6 配膳者の有無  
7 国籍  
8 現在の場所に  
9 5年前(平成 年10月1日)に  
10 世帯員(世帯員が2人以上の場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯員の数  
2 住居の種類  
3 氏名及び男女の別  
4 世帯主の続柄  
5 出生の年月  
6 配膳者の有無  
7 国籍  
8 現在の場所に  
9 5年前(平成 年10月1日)に  
10 世帯員(世帯員が2人以上の場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯員の数  
2 住居の種類  
3 氏名及び男女の別  
4 世帯主の続柄  
5 出生の年月  
6 配膳者の有無  
7 国籍  
8 現在の場所に  
9 5年前(平成 年10月1日)に  
10 世帯員(世帯員が2人以上の場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯員の数  
2 住居の種類  
3 氏名及び男女の別  
4 世帯主の続柄  
5 出生の年月  
6 配膳者の有無  
7 国籍  
8 現在の場所に  
9 5年前(平成 年10月1日)に  
10 世帯員(世帯員が2人以上の場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯員の数  
2 住居の種類  
3 氏名及び男女の別  
4 世帯主の続柄  
5 出生の年月  
6 配膳者の有無  
7 国籍  
8 現在の場所に  
9 5年前(平成 年10月1日)に  
10 世帯員(世帯員が2人以上の場合は1枚目のみに記入してください)

国勢調査調査票

平成 年10月1日

総務省統計局

【調査票の記入のしかたを参照して黒い枠の中を記入してください】  
【この欄は印刷して黒い枠の中を記入してください】

【世帯について(調査票が2枚以上の場合は1枚目のみに記入してください)】

1 世帯員の数  
2 住居の種類  
3 氏名及び男女の別  
4 世帯主の続柄  
5 出生の年月  
6 配膳者の有無  
7 国籍  
8 現在の場所に  
9 5年前(平成 年10月1日)に  
10 世帯員(世帯員が2人以上の場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯員の数  
2 住居の種類  
3 氏名及び男女の別  
4 世帯主の続柄  
5 出生の年月  
6 配膳者の有無  
7 国籍  
8 現在の場所に  
9 5年前(平成 年10月1日)に  
10 世帯員(世帯員が2人以上の場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯員の数  
2 住居の種類  
3 氏名及び男女の別  
4 世帯主の続柄  
5 出生の年月  
6 配膳者の有無  
7 国籍  
8 現在の場所に  
9 5年前(平成 年10月1日)に  
10 世帯員(世帯員が2人以上の場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯員の数  
2 住居の種類  
3 氏名及び男女の別  
4 世帯主の続柄  
5 出生の年月  
6 配膳者の有無  
7 国籍  
8 現在の場所に  
9 5年前(平成 年10月1日)に  
10 世帯員(世帯員が2人以上の場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯員の数  
2 住居の種類  
3 氏名及び男女の別  
4 世帯主の続柄  
5 出生の年月  
6 配膳者の有無  
7 国籍  
8 現在の場所に  
9 5年前(平成 年10月1日)に  
10 世帯員(世帯員が2人以上の場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯員の数  
2 住居の種類  
3 氏名及び男女の別  
4 世帯主の続柄  
5 出生の年月  
6 配膳者の有無  
7 国籍  
8 現在の場所に  
9 5年前(平成 年10月1日)に  
10 世帯員(世帯員が2人以上の場合は1枚目のみに記入してください)

【この欄は印刷して黒い枠の中を記入してください】

**0 教育**  
 ・市区、学校に在学しているかどうかについて記入してください(英語に準じて記入してください)  
 ・各中・高・短大・専門学校について「卒業」の欄に「卒業」または「在学中」と記入してください  
 ・専攻分野(専攻科)について記入してください  
 ・専攻分野(専攻科)が不明な場合は「不明」と記入してください  
 ・専攻分野(専攻科)が不明な場合は「不明」と記入してください  
 ・専攻分野(専攻科)が不明な場合は「不明」と記入してください

**1 9月24日(土)から30日までの1週間の仕事**  
 ・仕事(雇用形態や仕事の名称)の記入は、雇用形態や仕事の名称を記入してください  
 ・パート・アルバイトも含め、仕事の内容が不明な場合は「不明」と記入してください  
 ・週休2日以上の場合は「週休2日以上」と記入してください  
 ・週休1日の場合は「週休1日」と記入してください  
 ・週休0日の場合は「週休0日」と記入してください  
 ・週休不明の場合は「週休不明」と記入してください

**2 従業地又は通学地**  
 ・仕事(通学)もしている人は仕事(通学)している場所について記入してください  
 ・同一市内の他の区に通勤・通学している場合は「他の区・市町村」と記入してください  
 ・他の区・市町村の場合は「他の区・市町村」と記入してください  
 ・通勤経路、通学経路、市町村名も書いてください  
 ・(通勤経路と通勤経路)の欄は必ず記入

**3 従業地又は通学地**  
 ・仕事(通学)もしている人は仕事(通学)している場所について記入してください  
 ・同一市内の他の区に通勤・通学している場合は「他の区・市町村」と記入してください  
 ・他の区・市町村の場合は「他の区・市町村」と記入してください  
 ・通勤経路、通学経路、市町村名も書いてください  
 ・(通勤経路と通勤経路)の欄は必ず記入

**4 従業地又は通学地**  
 ・仕事(通学)もしている人は仕事(通学)している場所について記入してください  
 ・同一市内の他の区に通勤・通学している場合は「他の区・市町村」と記入してください  
 ・他の区・市町村の場合は「他の区・市町村」と記入してください  
 ・通勤経路、通学経路、市町村名も書いてください  
 ・(通勤経路と通勤経路)の欄は必ず記入

**5 勤め先・業主などの内容**  
 ・仕事をしている事業主(会社、店舗、個人事業主)の名称を記入してください  
 ・(会社、店舗、個人事業主)の欄は必ず記入  
 ・その事業主の住所(〒、市町村、番地)を記入してください  
 ・その事業主の業種(例:製造業、サービス業)を記入してください  
 ・その事業主の業種(例:製造業、サービス業)を記入してください

**6 本人の仕事の内容**  
 ・本人が実際にしている主な仕事の内容を詳しく記入してください

13欄と14欄は「10欄で通学」に記入した人は12〜14欄に記入の必要はありません

**7 9月24日(土)から30日までの1週間の仕事**  
 ・仕事(雇用形態や仕事の名称)の記入は、雇用形態や仕事の名称を記入してください  
 ・パート・アルバイトも含め、仕事の内容が不明な場合は「不明」と記入してください  
 ・週休2日以上の場合は「週休2日以上」と記入してください  
 ・週休1日の場合は「週休1日」と記入してください  
 ・週休0日の場合は「週休0日」と記入してください  
 ・週休不明の場合は「週休不明」と記入してください

**8 従業地又は通学地**  
 ・仕事(通学)もしている人は仕事(通学)している場所について記入してください  
 ・同一市内の他の区に通勤・通学している場合は「他の区・市町村」と記入してください  
 ・他の区・市町村の場合は「他の区・市町村」と記入してください  
 ・通勤経路、通学経路、市町村名も書いてください  
 ・(通勤経路と通勤経路)の欄は必ず記入

**9 従業地又は通学地**  
 ・仕事(通学)もしている人は仕事(通学)している場所について記入してください  
 ・同一市内の他の区に通勤・通学している場合は「他の区・市町村」と記入してください  
 ・他の区・市町村の場合は「他の区・市町村」と記入してください  
 ・通勤経路、通学経路、市町村名も書いてください  
 ・(通勤経路と通勤経路)の欄は必ず記入

**10 勤め先・業主などの内容**  
 ・仕事をしている事業主(会社、店舗、個人事業主)の名称を記入してください  
 ・(会社、店舗、個人事業主)の欄は必ず記入  
 ・その事業主の住所(〒、市町村、番地)を記入してください  
 ・その事業主の業種(例:製造業、サービス業)を記入してください  
 ・その事業主の業種(例:製造業、サービス業)を記入してください

**11 本人の仕事の内容**  
 ・本人が実際にしている主な仕事の内容を詳しく記入してください

13欄と14欄は「10欄で通学」に記入した人は12〜14欄に記入の必要はありません

## 附 則

この省令は、国勢調査令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。